

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県政テレビ番組「まるごと！長崎県」制作・放送業務委託	20,280,708	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放テレビ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内民放テレビ局4社すべてで放送することが適当であるため、各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
2	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県政テレビ番組「月刊県政マガジン」制作・放送業務委託	19,475,400	長崎市金屋町1-7 株式会社 テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放テレビ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内民放テレビ局4社すべてで放送することが適当であるため、各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
3	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県政テレビ番組「県政羅針盤」制作・放送業務委託	19,975,200	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送 株式会社 代表取締役 前原 晃昭	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放テレビ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内民放テレビ局4社すべてで放送することが適当であるため、各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
4	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	NiB『ひるじげドン』週刊ながさきけん』の制作・放送業務委託	18,499,824	長崎市出島町11-1 株式会社 長崎国際テレビ 代表取締役社長 長谷川 國夫	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放テレビ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内民放テレビ局4社すべてで放送することが適当であるため、各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
5	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県政テレビスポット放送業務委託	2,936,850	長崎市金屋町1-7 株式会社 テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	テレビスポットは、県政情報をタイムリーに県民に広報する手段として活用するものである。 放送局4社のうち、NBC及びNiBについては、タイムリーな広報に活用できる放送手段があることから、残りのKTN及びNCCの2社に特定してスポット放送の随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
6	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県政テレビスポット放送業務委託	2,726,745	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送 株式会社 代表取締役 前原 晃昭	テレビスポットは、県政情報をタイムリーに県民に広報する手段として活用するものである。 放送局4社のうち、NBC及びNiBについては、タイムリーな広報に活用できる放送手段があることから、残りのKTN及びNCCの2社に特定してスポット放送の随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県政ラジオ番組「Saturday Chat Box」制作・放送業務委託	4,725,000	長崎市栄町5-5 株式会社 エフエム長崎 代表取締役社長 川添 一巳	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放ラジオ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内民放ラジオ局2社それぞれで放送することが適当であるため、各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
8	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	NBCラジオ「県庁タイムス」制作・放送業務委託	2,268,000	長崎市中町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放ラジオ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内民放ラジオ局2社それぞれで放送することが適当であるため、各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
9	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	全世帯広報誌「県政だよりながさき情報通信」デザイン等業務委託	9,133,740	長崎山下西山町12-2 株式会社 プレイントラスト 代表取締役 菱沼 末雄	「県政だよりながさき情報通信」を、県民と県政をつなぐかけ橋として、さらにわかりやすく、読みやすいデザインにリニューアルするため、平成20年2月にコンペを実施した。その結果決定した業者に業務委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
10	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	情報誌「ながさき夢百景」デザイン等業務委託	8,494,290	長崎山下西山町12-2 株式会社 プレイントラスト 代表取締役 菱沼 末雄	「ながさき夢百景」のデザインをリニューアルするため、平成20年2月にコンペを実施した。その結果決定した業者に業務委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
11	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	広報誌点字版制作業務委託(県政だよりながさき情報通信、ながさき夢百景)	6,600,000	長崎市橋口町10-22 社団法人 長崎県視覚障害者協会 会長 妙中 良次	当該協会は、これまでも県広報誌などを点字に点訳し、印刷・発行している実績がある。加えて、それらの点字図書の出しを行っていることから、県内の点字使用者の実態を正確に把握しており、点訳・印刷から発送までを一貫して行えるのは当該協会だけであるため、同協会と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
12	知事公室	広報広聴課	H20.4.14	全世帯広報誌「県政だよりながさき情報通信」仕分け・配送業務委託(長崎市分)	5,290,677	長崎市刈刈町1613番地82 赤帽長崎県軽自動車運送協同組合 長崎支部 支部長 松尾 應 信	市広報誌と県広報誌を同時に各自治会等の代表者のもとへ届けることが、自治会等の負担を増やさず、かつ、県広報誌を各世帯へ配布してもらうために必要である。市広報誌と同じ部数、同じ箇所へ配布するため、市広報誌の配達業務を受注した業者に県広報誌の配達も発注するのが、最も効率的、かつ、経済的である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	知事公室	広報広聴課	H20.4.16	全世帯広報誌「県政だよりながさき情報通信」仕分け・配送業務委託(佐世保市分)	3,299,856	佐世保市大塔町2002-3 日本通運 株式会社 佐世保支店 支店長 藤原 和広	市広報誌と県広報誌を同時に各自治会等の代表者のもとへ届けることが、自治会等の負担を増やさず、かつ、県広報誌を各世帯へ配布してもらうために必要である。市広報誌と同じ部数、同じ箇所へ配布するため、市広報誌の配達業務を受注した業者に県広報誌の配達も発注するのが、最も効率的、かつ、経済的である。	第167条の2 第11項 第2号
14	知事公室	広報広聴課	H20.4.14	全世帯広報誌「県政だよりながさき情報通信」仕分け・配送業務委託(諫早市分)	2,007,600	諫早市新道町948 社団法人 諫早市シルバー人材センター 理事長 池松 正光	市広報誌と県広報誌を同時に各自治会等の代表者のもとへ届けることが、自治会等の負担を増やさず、かつ、県広報誌を各世帯へ配布してもらうために必要である。市広報誌と同じ部数、同じ箇所へ配布するため、市広報誌の配達業務を受注した業者に県広報誌の配達も発注するのが、最も効率的、かつ、経済的である。	第167条の2 第11項 第2号
15	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	ケーブルテレビでの県政番組放送	2,992,500	長崎市勝山町37 株式会社長崎ケーブルメディア 代表取締役社長 川瀬 隆史	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放テレビ局と併せて、県内ケーブルテレビ局も使って県政情報の発信を行うことが効果的である。また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内の主要ケーブルテレビ局で放送することが適当である。そこで、県内で市の区域以上の放送エリアを持つ7社に放送を依頼し、それぞれと随意契約する。	第167条の2 第11項 第2号
16	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	ケーブルテレビでの県政番組放送	1,616,076	佐世保市上京町4-4 九州テレ・コミュニケーションズ 株式会社 代表取締役 太田 亨	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放テレビ局と併せて、県内ケーブルテレビ局も使って県政情報の発信を行うことが効果的である。また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内の主要ケーブルテレビ局で放送することが適当である。そこで、県内で市の区域以上の放送エリアを持つ7社に放送を依頼し、それぞれと随意契約する。	第167条の2 第11項 第2号
17	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県政番組の放送用テープの賃貸借	1,726,200	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放テレビ局と併せて、県内ケーブルテレビ局も使って県政情報の発信を行うことが効果的である。そこで、ケーブルテレビでの放送が可能な県政番組3番組(独自番組30分間)すべてを放送するため、番組を制作した各社と随意契約を行った。	第167条の2 第11項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県政番組の放送用 テープの賃貸借	1,714,356	長崎市金屋町1-7 株式会社 テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放テレビ局と併せて、県内ケーブルテレビ局も使って県政情報の発信を行うことが効果的である。そこで、ケーブルテレビでの放送が可能な県政番組3番組(独自番組30分間)すべてを放送するため、番組を制作した各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
19	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県政番組の放送用 テープの賃貸借	1,449,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送 株式会社 代表取締役 前原 晃昭	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放テレビ局と併せて、県内ケーブルテレビ局も使って県政情報の発信を行うことが効果的である。そこで、ケーブルテレビでの放送が可能な県政番組3番組(独自番組30分間)すべてを放送するため、番組を制作した各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
20	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	生活情報紙「とととて」への県政情報掲載にかかる業務委託	3,150,000	長崎市茂里町3-1 株式会社 アド長崎新聞 代表取締役社長 里 重光	生活情報紙「とととて」は、毎週日曜日に県内全域(長崎新聞購読者)に配付され191,000部が発行されている。主婦や若者を中心に県民にも定着し認知されており、県内には、これほど発行部数が多く、PR効果が高い情報紙は他にない。 また、発行頻度が高く、よりタイムリーな情報提供が可能である。	第167条の2 第1項 第2号
21	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	フリーペーパー「ライフ させば」への県政情報 掲載にかかる業務委託	2,394,000	佐世保市福石町15-4 有限会社 ライフ企画社 代表取締役 小川 照郷	「ライフさせば」は、佐世保地域で毎週65,000部を発行。宅配及び各所で配付しており、若者を中心に同地域内で定着・愛読されている。佐世保地域で、発行部数、発行頻度において、県政情報のPR効果が高い情報誌は他にない。	第167条の2 第1項 第2号
22	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	県公式ウェブサイト用 サーバ等ハウジング 業務	1,751,400	長崎市出島町14-7 西日本電信電話株式会社長 崎支店 支店長 東 伸之	県ホームページ用サーバ等を24時間体制で円滑に運用するためには、機器をハウジングする必要がある。耐震性や電源供給能力、セキュリティ面に優れた西日本電信電話(株)長崎支店の設備を選定してハウジングしている。 もし、新たなハウジング場所に移設した場合、移設期間中はホームページのサービスを完全に停止しなければならない。しかし、常時最新の情報を発信する必要があるホームページを長期間停止することはできないので、ハウジング業務の委託は同者に特定される。 また、情報政策課が所管するサーバとも直接ケーブルで接続していることから、一括管理をする必要があるため同者に委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	インターネットPR支援サービス	1,260,000	東京都千代田区一番町8一番町FSビル5F 株式会社ニュース・ツーユー 代表取締役 神原 弥奈子	当該業務は、インターネット上のニュースサイトを通して、県政ニュースを多数の人に対して伝えることを目的としているので、できる限り多くのサイトに配信する必要がある。楽天、gooなど一月当たり数百～数千万の利用があるサイトをはじめとする20を超えるサイトと提携し、同時配信サービスを行っている業者を調べたところ、全国で同者しかなかった。	第167条の2 第1項 第2号
24	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	長崎県広報連絡協議会業務委託	5,500,000	長崎市江戸町2-13 長崎県広報連絡協議会会長 会長 木村伸次郎	当協議会は営利を目的としない公的団体であり、事務局長を広報広聴課長が兼務する。業務内容は広報広聴課との関わりが非常に深く、公共性が強く要求される。当業務を効率的に行うため、信頼できる当協議会との委任契約が最適である。	第167条の2 第1項 第2号
25	知事公室	広報広聴課	H20.5.15	行政広報診断事業業務委託	1,750,000	福岡市中央区赤坂1-16-10 株式会社 電通九州 代表取締役社長 中野 正道	<p>本事業の実施にあっては、県政及び県広報の状況を熟知するとともに、地方自治体広報に精通している必要がある。</p> <p>(株)電通九州は、電通グループの九州地区担当会社である。電通グループは広告業界の取扱高において他を圧倒する実績を有しており、広告並びに広報に関する知識、ノウハウには卓越したものである。</p> <p>地方自治体広報についても、電通グループとしては、全国各都道府県の広報テレビ番組や広報誌を手がけており、地方自治体広報に精通している。</p> <p>本県においても、平成6年度から全世帯広報誌の作成に携わり、また、平成11年度は県政テレビ番組(KTN「ながさきがんぱランド」)を制作するなど、県政の情報についても熟知している。</p> <p>平成11年度以降、平成19年度まで本事業を委託し、広報媒体の見直しについても、専門的立場から数々のアドバイスを受けた。また、各課の相談業務についても、多角的に、より県民の立場に立った意見を受け、各課からも好評の声が上がっている。</p> <p>長崎市に支社を置き、連絡・相談体制も確立されている。</p> <p>以上により、本業務の性格から委託先として他に同等のものがあらず、(株)電通九州が委託先として最もふさわしいと認められる。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	知事公室	政策企画課	H20.6.5	集客交流による産業振興の可能性調査	4,830,000	財団法人 日本経済研究所	本事業は、「長崎県における集客交流が、県内の関連する産業へ波及する実態を調査し、産業振興における問題点(ボトルネック)等を検証するとともに、具体的な解決策や産業振興の新たな方策、及び具体的な集客交流モデルを提案する。」ことを目的としている。 委託業者の選定にあたっては、「集客交流による産業振興」という視点で、専門的な知識や実績等を有する5者から、プロポーザルによる企画提案を受け、庁内に設置した審査委員会での審査を経て、決定している。	第167条の2 第1項 第2号
27	知事公室	広報広聴課	H20.6.18	県外・海外向けパンフレット「クロスロード(仮称)」デザイン等業務委託	1,725,150	長崎市下西山町12-2 株式会社 プレイントラスト 代表取締役 菱沼 末雄	県外や海外の初めて長崎県に接する人たちに、長崎県の“今の魅力”を伝えるパンフレットを制作するにあたり、よりわかりやすく、魅力的なデザインやレイアウトにするため、コンペを実施した。 その結果決定した業者に業務委託するものであり、相手方が特定されるため、同社と随意契約するものである。	第167条の2 第1項 第2号
28	知事公室	政策企画課	H20.7.9	国際的な機関等の誘致可能性調査業務	3,930,000	長崎市元船町17-1 財団法人 ながさき地域政策研究所 理事長 脇田 安大	本業務は、長崎県に優位性があり、かつ地域の発展に対する寄与度の高い分野における国際的な機関等の誘致可能性等に関する調査業務である。 誘致可能分野の検討及び誘致可能機関の選定、その誘致実現に向けての手法等についてプロポーザルによる審査を実施し、その結果選定した業者にと随意契約をするものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	知事公室	広報広聴課	H20.6.23	モバイル長崎県リ ニューアル業務	1,995,000	長崎市榊島町9-3 株式会社データウェブ 代表取締役 阿字野 仁	今年度の新規事業として、平成20年6月に企画コ ンペを実施して、業者を決定した。この結果、相手 方が特定されるため、一者見積とする。	第167条の2 第1項 第2号
30	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	新聞広告(県民のひろ ば)掲載業務単価契 約	1cm1段 2,458	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 松平 和夫	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各 新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入 札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
31	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	新聞広告(県民のひろ ば)掲載業務単価契 約	1cm1段 1,954	長崎市馬町24-2 株式会社 西広 長崎支社長 今津 政信	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各 新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入 札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
32	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	新聞広告(県民のひろ ば)掲載業務単価契 約	1cm1段 1,856	長崎市万才町8-22 株式会社 朝日広告社 長崎支社長 岩永 淳	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各 新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入 札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
33	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	新聞広告(県民のひろ ば)掲載業務単価契 約	1cm1段 1,856	長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長崎支社長 川浪 修	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各 新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入 札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
34	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	新聞広告(県民のひろ ば)掲載業務単価契 約	1cm1段 1,739	長崎市築町1-7 株式会社 長崎毎日広告社 代表取締役 湯地 秀哉	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各 新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入 札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	新聞広告(県からのお知らせ)掲載業務単価契約	1cm1段 2,089 (特別枠は 1cm1段2,458)	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 松平 和夫	定期的な新聞広告は、より多くの県民にお知らせする目的から、購読シェアの高い新聞社2者(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札には適さない。	第167条の2 第1項 第2号
36	知事公室	広報広聴課	H20.4.1	新聞広告(県からのお知らせ)掲載業務単価契約	1回につき65,300	長崎市馬町24番 株式会社 西日本新聞広告 社長崎 代表取締役 安本 武俊	定期的な新聞広告は、より多くの県民にお知らせする目的から、購読シェアの高い新聞社2者(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札には適さない。	第167条の2 第1項 第2号
37	知事公室	広報広聴課	H20.10.7	西日本新聞広告料 (列福式関連事業)	1,050,000	長崎市馬町24番 株式会社 西日本新聞広告 社長崎 代表取締役 安本 武俊	西日本新聞の持込み企画として、「列福式関連事業」について西日本新聞朝刊(約85万部発行)紙面の一部買い取りと、同紙ホームページ上に1か月間、同事業に関するサイトを設けて、九州・山口を中心とした西日本地域に情報発信により、県内への誘客を図る。 また、西日本新聞は、本県への誘客が期待できる福岡県内に購読者が多いため、広告の効果が見込まれる。 さらに、持込み企画のため通常の単価に比べ著しく有利な価格で広報することが可能であり、費用対効果も期待できる。 以上により、掲載紙が特定されるため、広告代理店である一者に特定される。	第167条の2 第1項 第2号
38	知事公室	広報広聴課	H20.10.14	県外PRサポート業務	5,250,000	東京都中央区銀座7-2-22 共同ビール株式会社 代表取締役社長 大橋 栄	本業務は、首都圏でのPR業務はもちろん、北京「日本長崎フェア」における北京での情報収集や取材誘導などを行う能力が求められる。 今回委託を予定している共同ビール(株)は、PRサポート業務の専門企業であるが、この分野の企業で株式上場している企業は現在3社あり、そのうち北京に海外事務所を有しているのは共同ビール(株)のみである。 今回の業務に含まれる北京「日本長崎フェア」での現地対応を迅速に、かつ、円滑に遂行できるのは、北京に海外事務所を有している共同ビール(株)だけであるため、同社と随意契約するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	知事公室	政策企画課	H20.11.15	長期的視点に立った 長崎県のあり方検討 調査	3,500,000	長崎市元船町17-1 財団法人 ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	<p>本業務は、社会経済情勢の環境変化を把握し、本県の現状分析、将来予測に関する専門的、多角的見地の下、今後の県政の将来像の提案等に関する調査業務である。</p> <p>社会経済情勢の把握、将来推計の手法及び分析の視点、県の課題抽出や目指すべき方向性に関する意見提案の視点等についてプロポーザルによる審査を実施し、その結果選定した業者と随意契約をするものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
40	知事公室	世界遺産担当	H20.12.17	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産登録推薦書作成(本文作成)支援業務	24,780,000	東京都千代田区一ツ橋2-5-5 株式会社文化財保存計画協会 代表取締役 矢野 和之	<p>本業務は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の早期世界遺産登録を目指すために、ユネスコ世界遺産委員会へ提出する世界遺産登録推薦書の本文監修や英訳、各種図面、写真・スライド等の作成、製本を行うものである。</p> <p>業務を行うに当たっては、近年世界遺産登録の審査が厳しくなっている状況を踏まえ、世界遺産の現状・動向の把握など高い見識と技術力が求められる。また、業務を遂行するための経営基盤や実績・業務の実施体制などについても総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことを総合的に判断し、優れた業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、提案に基づきヒアリングを行い、外部委員を交えた選定委員会での審査を経て最も優れた提案・技術力を有する業者を選定し、その業者と随意契約するものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	知事公室	世界遺産担当	H20.12.17	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産登録推薦書作成支援(調査研究)業務	14,490,000	東京都千代田区一ツ橋2-5-5 株式会社文化財保存計画協会 代表取締役 矢野 和之	<p>本業務は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の早期世界遺産登録を目指すために、文化庁から指摘された課題の解決や世界遺産としての価値の証明、類似の世界遺産との比較研究等の調査研究業務を委託により行う。</p> <p>業務を行うに当たっては、長崎の教会群に対する知見や世界遺産の現状・動向の把握など高い見識と技術力が求められる。また、業務を遂行するための経営基盤や実績、業務の実施体制などについても総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことを総合的に判断し、優れた業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、提案に基づきヒアリングを行い、外部委員を交えた選定委員会での審査を経て最も優れた提案・技術力を有する業者を選定し、その業者と随意契約するものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
42	知事公室	世界遺産担当	H20.12.19	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」修景計画モデル案策定業務	8,610,000	東京都千代田区一ツ橋2-5-5 株式会社文化財保存計画協会 代表取締役 矢野 和之	<p>本業務は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補所在地のうち、景観上の課題を有する代表的な地区について他地域のモデルとなる修景計画案を策定するものである。</p> <p>業務を行うに当たっては、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」についての見識、世界遺産登録の現状・動向の把握、修景計画策定に関する高度な技術力や豊富な実績等が求められる。また、業務を遂行するための経営基盤や業務の実施体制などについても総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことを総合的に判断し、公募型プロポーザルを実施することで全国から広く提案を求め、外部委員を交えた選定委員会での審査を経て最も優れた提案・技術力を有する業者を選定し、その業者と随意契約するものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	知事公室	世界遺産担当	H20.12.26	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」広報映像等制作業務	9,382,800	長崎市金屋町1-7 株式会社 KTNソサエティ 代表取締役社長 後藤 義雄	<p>本業務は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の早期の世界遺産登録を推進するため、国内外向け周知啓発用広報映像及び国内外の専門家等に意見を求めるための専門 家用資料映像を制作するものである。</p> <p>業務を行うに当たっては、長崎の教会群についての見識、世界遺産登録の現状・動向の把握など高い見識と優れた企画力や技術力、編集能力等が求められる。また、業務を遂行するための経営基盤や実績・業務の実施体制などについても総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことを総合的に判断し、公募型プロポーザルを実施することで広く提案を求め、外部委員を交えた選定委員会での審査を経て最も優れた提案・技術力を有する業者を選定し、その業者と随意契約するものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
44	知事公室	国際課	H21.1.19	長崎県中国ビジター誘致事業委託業務	2,206,000	社団法人 長崎県貿易協会 会長 松藤 悟	<p>長崎県中国ビジター誘致事業は、中国人向けの情報発信(中国語)、中国人会員からの問い合わせ対応、長崎訪問に係る連絡調整を行い、長崎県へ誘致するものである。中国では、他国の地方公共団体名義による直接の事務所設置が認められていないため、(社)長崎県貿易協会が上海事務所を設置し、県と密接な連携を図りながら本県と中国との貿易振興をはじめとした友好交流の促進を図っているところである。中国人との直接的な連絡調整を要し長崎への誘致を図る当業務を効果的にかつ円滑に実施できる機関は、長崎県の実情を熟知した上海事務所を有する(社)長崎県貿易協会において他にない。また、当業務では情報発信のため、中国語によるホームページを作成するが、中国のドメイン取得・届出については、中国にある事務所(上海事務所)での取得・届出が必要となっているところである。さらに、(社)長崎県貿易協会上海事務所においては、既に今回作成するホームページとほぼ同じシステムを有するサイトが存在し、これらを活用することにより、一層のコスト縮減が図られるものである。以上のことから、(社)長崎県貿易協会を委託先とするものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
45	知事公室	世界遺産担当	H20.2.17	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」国際シンポジウム等運営業務委託	6,930,000	長崎市上町1番35号 NBC興産株式会社 代表取締役 高永 昌廣	<p>本業務は、世界遺産の専門家を招き「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産としての価値及び保存活用のあり方について、現地視察を通じ国際的な視点から評価、検討を行い、「世界遺産一覧表登録推薦書」原案作成に資するとともに、県内外の世界遺産登録への理解の醸成や気運の盛り上げを図るために実施する国際シンポジウムの運営業務を委託するものである。</p> <p>業務を行うに当たっては、同時通訳者の技術力及び文化財への造詣、並びに県内視察や国際会議、国際シンポジウムの円滑な運営にあたるための総合的なプロデュース力、企画力等が求められる。また、業務を遂行するための経営基盤や業務の実施体制などについても総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことを総合的に判断し、公募型プロポーザルを実施することで広く提案を求め、外部委員を交えた選定委員会での審査を経て最も優れた提案・技術力を有する業者を選定し、その業者と随意契約するものである。</p>	第167条の2 第11項 第2号
46	知事公室	世界遺産担当	H21.2.20	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」ポスターデザイン等制作業務	3,494,400	長崎市金屋町1番7号 株式会社KTNソサエティ 代表取締役社長 後藤 義雄	<p>本業務は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の早期の世界遺産登録を推進するため、県民への周知と意識の醸成、及び県外への周知により支援者を募ることを目的として、ポスターのデザイナーやノベルティの制作を行うものである。</p> <p>業務を行うに当たっては、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を理解し、優れたデザイン力や企画力を有する業者の選定が必要である。また、業務を遂行するための経営基盤や実績・業務の実施体制などについても総合的に判断して優れた業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、提案に基づきヒアリングを行い、外部委員を交えた選定委員会での審査を経て最も優れたデザイン力・企画力等を有する業者を選定し、その業者と随意契約するものである。</p>	第167条の2 第11項 第2号